

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年3月27日（令和6年（行情）諮問第309号）

答申日：令和6年11月22日（令和6年度（行情）答申第626号）

事件名：行政文書ファイル「平成17年度決定7」につづられた文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の3に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書16」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年1月31日付け防官文第1577号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

##### (2) 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

##### (3) 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

(4) 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、文書の特定に漏れがないか念のため確認を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書（以下「先行開示文書」という。）及び本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年3月29日付け防官文第6493号により、先行開示文書について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、令和6年1月31日付け防官文第1577号により、本件対象文書について、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

#### 2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

#### 3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(2) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

(3) 審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」としているが、本件対象文書は、紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。

(4) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、先行開示文書及び本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(5) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分

を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年3月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月19日 審議
- ④ 同年11月15日 本件対象文書の見分及び審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室（平成31年4月、大臣官房文書課公文書監理室に組織改編。）において保有する行政文書ファイル（以下「本件ファイル」という。）につづられた文書を求めるものであったことから、開示請求時（平成31年1月）に本件ファイルにつづられていた本件対象文書及び先行開示文書を特定した。

イ 本件ファイルを確認したところ、本件対象文書及び先行開示文書がつづられていることを確認し、その他につづられている文書はなかった。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書及び先行開示文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 以下、検討する。

上記（1）アの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記（1）イの保管状況及び上記（1）ウの探索状況を踏まえると、本件対象文書及び先行開示文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認めら

れないことからすると、防衛省において、本件対象文書及び先行開示文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 不開示部分の不開示情報該当性について

#### (1) 開示請求者の氏名等について

別表の番号1, 4, 7, 10, 15, 18, 21, 24, 27, 30, 33, 36, 39, 42, 45及び48に掲げる不開示部分には、開示請求者又は異議申立人の氏名、郵便番号、住所、年齢、電話番号及び印影が記載されていると認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (2) 起案者、決裁者及び担当者の氏名並びに職名等について

ア 別表の番号2, 5, 8, 11, 16, 19, 22, 25, 28, 31, 34, 37, 40, 43, 46及び49に掲げる不開示部分には、起案者、決裁者及び担当者の氏名並びに職名等が記載されていると認められる。

イ 標記不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分を開示すると、特定部署内の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、更には特定部署内の業務や各職員の異動先の業務に関して執ように開示請求等が行われ、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

ウ 上記イを踏まえ検討すると、当該部分は、これを公にすることにより、特定の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の上記イの説明は否定し難く、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### (3) 内線番号について

別表の番号 3, 6, 9, 12, 17, 20, 23, 26, 29, 32, 35, 38, 41, 44, 47 及び 50 に掲げる不開示部分には、内線番号が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法 5 条 6 号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 自衛隊の訓練に関する情報について

別表の番号 13 に掲げる不開示部分には、自衛隊の訓練に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 他国に関する情報について

別表の番号 14 に掲げる不開示部分には、他国に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号、3 号及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書及び先行開示文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条 1 号、3 号及び 6 号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第 4 部会)

委員 白井幸夫, 委員 田村達久, 委員 野田 崇

## 別紙

### 1 本件請求文書

行政文書ファイル（平成17年度決定7）に綴られた文書の全て。

### 2 先行開示文書

行政文書開示決定通知書（平成17年6月17日付け防官文第4856号，平成17年9月30日付け防官文第7591号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（「答申書の交付について（府情個第210号。平成18年2月2日）」のみ。）

### 3 本件対象文書

文書1 行政文書開示決定通知書（防官文第1590号。平成17年3月7日）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書2 行政文書開示決定通知書（平成16年3月22日付け防官文第2536号及び平成16年5月14日付け防官文第4656号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書3 行政文書開示決定通知書（平成16年12月13日付け防官文第9982号）による開示決定処分に係る異議申立てについて

文書4 行政文書開示決定通知書（防官文第9158号。平成16年11月5日）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書5 行政文書不開示決定通知書（平成17年1月28日付け防官文第547号）による不開示決定処分（存否応答拒否）に係る異議申立てについて

文書6 行政文書開示決定通知書（平成17年3月7日付け防官文第1585号）による開示決定に係る異議申立てについて

文書7 行政文書開示決定通知書（平成17年2月4日付け防官文第725号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書8 行政文書開示決定通知書（平成17年2月4日付け防官文第722号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書9 行政文書開示決定通知書（平成16年9月30日付け防官文第8300号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書10 行政文書開示決定通知書（防運訓第6690号。平成14年8月2日）による一部開示決定処分に係る異議申し立てについて

文書11 行政文書開示決定通知書（平成15年10月23日付け防官文第8598号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書12 行政文書開示決定通知書（平成17年6月17日付け防官文第4856号，平成17年9月30日付け防官文第7591号）によ

る一部開示決定処分に係る異議申立てについて（先行開示文書「答申書の交付について（府情個第210号。平成18年2月2日）」を除く。）

文書13 行政文書不開示決定通知書（平成16年8月2日付け防官文第6804号及び同年10月22日付け防官文第8789号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて

文書14 行政文書開示決定通知書（平成16年11月2日付防官文第9096号，同日付防官文第9097号，同日付防官文第9098号，同日付防官文第9099号，同日付防官文第9100号，同日付防官文第9101号，同日付防官文第9102号，平成16年12月16日付防官文第10081号）による開示，不開示決定処分に係る異議申立てについて

文書15 行政文書開示決定通知書（平成16年3月16日付け防官文第2360号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書16 行政文書開示決定通知書平成17年1月11日付け防官文第116号による開示決定に係る異議申立てについて

別表

番号	本件対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書1	1枚目, 2枚目, 14枚目, 17枚目及び29枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり, 特定の個人を識別することができ, 又は特定の個人を識別することはできないが, これを公にすることにより, なお個人の権利利益を害するおそれがあることから, 法5条1号に該当するため不開示とした。
2		12枚目, 13枚目及び26枚目のそれぞれ一部(12枚目の内線番号を除く。)	個人に関する情報であり, これを公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるとともに, 国の機関が行う行政事務に関する情報であり, これを公にすることにより, 行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから, 法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
3		12枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり, これを公にすることにより, 偽計等の対象とされ, 緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど, 行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから, 法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
4	文書2	1枚目ないし3枚目, 10枚目, 18枚目, 25枚目, 32枚目ないし34枚目及び38枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり, 特定の個人を識別することができ, 又は特定の個人を識別することはできないが, これを公にすることにより, なお個人の権利利益を害するおそれがあることから, 法5条1号に該当するため不開示とした。

5		17枚目, 37枚目及び41枚目のそれぞれ一部(17枚目の内線番号を除く。)	個人に関する情報であり, これを公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるとともに, 国の機関が行う行政事務に関する情報であり, これを公にすることにより, 行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから, 法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
6		17枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり, これを公にすることにより, 偽計等の対象とされ, 緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど, 行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから, 法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
7	文書3	1枚目, 2枚目, 14枚目, 22枚目, 23枚目及び31枚目ないし33枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり, 特定の個人を識別することができ, 又は特定の個人を識別することはできないが, これを公にすることにより, なお個人の権利利益を害するおそれがあることから, 法5条1号に該当するため不開示とした。
8		13枚目の一部(内線番号を除く。)	個人に関する情報であり, これを公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるとともに, 国の機関が行う行政事務に関する情報であり, これを公にすることにより, 行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから, 法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
9		13枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり, これを公にすることにより, 偽計等の対象とされ, 緊

			<p>急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
10	文書4	1枚目、15枚目、26枚目及び35枚目のそれぞれ一部	<p>個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。</p>
11		13枚目及び14枚目のそれぞれ一部（13枚目の内線番号を除く。）	<p>個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
12		13枚目の内線番号	<p>国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
13		27枚目及び29枚目ないし31枚目のそれぞれ一部	<p>自衛隊の訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれが</p>

			あることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
14		28枚目の一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
15	文書5	1枚目、2枚目、13枚目、22枚目及び23枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
16		11枚目、12枚目及び26枚目ないし29枚目のそれぞれ一部（11枚目、27枚目及び29枚目の内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
17		11枚目、27枚目及び29枚目のそれぞれ内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
18	文書6	1枚目、2枚目、12枚目、19枚目及び32枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはでき

		(12枚目の印影を除く。)	ないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
19		10枚目、11枚目、21枚目及び31枚目のそれぞれ一部(10枚目及び21枚目の内線番号を除く。)	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
		12枚目の印影	
20		10枚目及び21枚目のそれぞれ内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
21	文書7	1枚目、2枚目、25枚目、47枚目及び48枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
22		24枚目の一部(内線番号を除く。)	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書

			きに該当するため不開示とした。
2 3		2 4 枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり，これを公にすることにより，偽計等の対象とされ，緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど，行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
2 4	文書8	1 枚目， 2 枚目， 1 6 枚目， 2 8 枚目及び 2 9 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり，特定の個人を識別することができ，又は特定の個人を識別することはできないが，これを公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあることから，法5条1号に該当するため不開示とした。
2 5		1 4 枚目及び 1 5 枚目のそれぞれ一部（1 4 枚目の内線番号を除く。）	個人に関する情報であり，これを公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるとともに，国の機関が行う行政事務に関する情報であり，これを公にすることにより，行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
2 6		1 4 枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり，これを公にすることにより，偽計等の対象とされ，緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど，行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
2 7	文書9	1 枚目， 2 枚目， 1 4 枚目， 2 2 枚目及び 2	個人に関する情報であり，特定の個人を識別することができ，又は

		3枚目のそれぞれ一部	特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
28		10枚目ないし13枚目のそれぞれ一部（10枚目ないし12枚目の内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
29		10枚目ないし12枚目のそれぞれ内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
30	文書10	1枚目、2枚目、24枚目、29枚目、47枚目及び50枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
31		22枚目及び23枚目のそれぞれ一部（22枚目の内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるこ

			とから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
32		22枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
33	文書1 1	1枚目、2枚目、21枚目、38枚目及び39枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
34		19枚目、20枚目、42枚目及び43枚目のそれぞれ一部（19枚目の内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
35		19枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
36	文書1	1枚目、2枚目、11	個人に関する情報であり、特定の

	2	枚目, 12枚目, 21枚目, 22枚目, 25枚目, 27枚目, 29枚目, 30枚目, 37枚目ないし40枚目及び42枚目ないし45枚目のそれぞれ一部(37枚目及び42枚目の担当者氏名及び内線番号を除く。)	個人を識別することができ, 又は特定の個人を識別することはできないが, これを公にすることにより, なお個人の権利利益を害するおそれがあることから, 法5条1号に該当するため不開示とした。
37		23枚目, 31枚目, 34枚目ないし36枚目及び41枚目のそれぞれ一部(23枚目の内線番号を除く。)	個人に関する情報であり, これを公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるとともに, 国の機関が行う行政事務に関する情報であり, これを公にすることにより, 行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから, 法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
		33枚目の一部並びに37枚目及び42枚目のそれぞれ担当者氏名	
38		23枚目, 37枚目及び42枚目のそれぞれ内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり, これを公にすることにより, 偽計等の対象とされ, 緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど, 行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから, 法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
39	文書13	1枚目ないし3枚目, 12枚目, 23枚目, 25枚目, 27枚目, 28枚目, 36枚目及び40枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり, 特定の個人を識別することができ, 又は特定の個人を識別することはできないが, これを公にすることにより, なお個人の権利利益を害するおそれがあることから, 法5条1号に該当するため不開示とした。
40		21枚目, 22枚目, 37枚目, 41枚目及	個人に関する情報であり, これを公にすることにより, 個人の権利

		び4 4 枚目のそれぞれ一部（2 1 枚目，3 7 枚目及び4 1 枚目の内線番号を除く。）	利益を害するおそれがあるとともに，国の機関が行う行政事務に関する情報であり，これを公にすることにより，行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
4 1		2 1 枚目，3 7 枚目及び4 1 枚目のそれぞれ内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり，これを公にすることにより，偽計等の対象とされ，緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど，行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
4 2	文書 1 4	1 枚目，2 枚目，1 1 枚目，1 2 枚目，2 1 枚目，2 2 枚目，3 1 枚目，3 2 枚目，4 1 枚目，4 2 枚目，5 1 枚目，5 2 枚目，6 1 枚目，6 2 枚目，7 1 枚目，7 2 枚目，8 3 枚目，9 2 枚目，1 0 1 枚目，1 1 0 枚目，1 1 8 枚目，1 2 8 枚目，1 3 7 枚目，1 4 6 枚目，1 5 4 枚目ないし1 6 1 枚目，1 6 5 枚目，1 7 1 枚目，1 7 7 枚目，1 8 3 枚目，1 8 9 枚目，1 9 5 枚目，2 0 1 枚目及び2 0 7 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり，特定の個人を識別することができ，又は特定の個人を識別することはできないが，これを公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあることから，法5条1号に該当するため不開示とした。
4 3		8 0 枚目の一部（内線	個人に関する情報であり，これを

		番号を除く。)	公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるとともに，国の機関が行う行政事務に関する情報であり，これを公にすることにより，行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
4 4		8 0 枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり，これを公にすることにより，偽計等の対象とされ，緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど，行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
4 5	文書 1 5	1 枚目， 2 枚目， 1 4 枚目， 2 2 枚目及び 2 5 枚目のそれぞれ一部（1 4 枚目の印影を除く。）	個人に関する情報であり，特定の個人を識別することができ，又は特定の個人を識別することはできないが，これを公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあることから，法5条1号に該当するため不開示とした。
4 6		1 2 枚目， 1 3 枚目及び 2 6 枚目のそれぞれ一部（1 2 枚目の内線番号を除く。）	個人に関する情報であり，これを公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるとともに，国の機関が行う行政事務に関する情報であり，これを公にすることにより，行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
		1 4 枚目の印影及び 3 1 枚目の一部	
4 7		1 2 枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり，これを公にすることにより，偽計等の対象とされ，緊急時あるいは必要な部外との連

			<p>絡・調整に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
48	文書16	1枚目、2枚目、9枚目、11枚目及び14枚目のそれぞれ一部（9枚目の印影を除く。）	<p>個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。</p>
49		7枚目及び8枚目のそれぞれ一部（7枚目の内線番号を除く。）	<p>個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
		9枚目の印影	
50		7枚目の内線番号	<p>国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。</p>